(*) 厚生労働省

岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表令和6年6月27日(木)

【照会先】

岩手労働局職業安定部職業対策課課 長石川博章 課長補佐 佐藤功電話 019-604-3005

「一関市・平泉地域雇用対策協定に基づく 令和6年度事業計画」を策定しました

一関市・平泉長と岩手労働局は、連携による効果的かつ効率的な雇用対策を通じ、あらゆる働く意欲のある人の就業促進と地元定着を支援することを目的に、令和5年3月に「一関・平泉地域雇用対策協定」を締結したところであり、今般、令和6年度事業計画を策定しました。主な数値目標は以下のとおりです。

※() 内は令和5年度実績

1 地元企業への就職促進

• 一関所 就職件数

・ 「就職面接会」の開催

U I J ターン者の就職者数

• 就職相談会参加者数

2,391件以上(2,391件)

2回以上(2回)

7人以上(7人)

61人以上(61人)

2 若者等の地元就職・定着の支援

新規高等学校卒業者の管内就職率

47.4% (47.4%)

いちのせき若者サポートステーション登録者の就職件数

75件以上(75件)

ユースエール認定企業(新規認定)

1 社以上(1社)

・ インターンシップ助成人数

3人以上(3社)

・ 新社会人セミナー参加者数

61人以上(61人)

3 高年齢者・障がい者・生活困窮者等の就労支援

一関所 60歳以上の就職件数

• 一関所 障がい者の就職件数

・ 一関所 障がい者雇用率

生活保護受給者等就労自立促進事業の就職件数

・ もにす認定企業 (新規認定)

327件以上(327件)

140件以上(140件)

2. 73%以上(2. 73%)

27件以上(27件)

1 社以上(0社)

4 働きやすい職場環境整備の推進等

・ 一関所 マザーズコーナー利用者の就職件数

・ えるぼし認定企業 (新規認定)

くるみん認定企業(新規認定)

・ 働きやすい職場環境整備実施事業所数

216件以上(216件)

1 社以上(1社)

1 社以上(1社)

3 2 社以上 (3 2 社)

5 外国人雇用の理解促進

・「外国人雇用管理セミナー」の開催

1回以上(0回)



一関・平泉地域雇用対策協定に基づく令和6年度事業計画の概要



一関市、平泉町及び岩手労働局は「一関・平泉地域雇用対策協定」を締結し、効果的かつ効率的な連携による雇用対策を講じて、あらゆる働く意欲のある人の就業促進と地元定着の支援を図ります。

一関・平泉地域 雇用対策協定

- 一関市、平泉町及び岩手労働局は、それぞれが取り組む雇用施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、その要請に対して誠実に対応します。
- 一関市、平泉町及び岩手労働局は、協定の目的を達成するため、事業計画として具体的な取組内容及び数値目標を毎年定めます。

令和6年度事業計画概要

- 1 地元企業への就職促進
 - (1) 自治体(一関市・平泉町) と労働局(一関公共職業安定所)の連携 による地元企業の情報発信
 - (2) 就職面接会・ガイダンス等のマッチング機会の提供
 - (3) 各種就職支援セミナー等の企画・開催
 - (4) 公共職業訓練の周知、受講勧奨、修了者への就職支援
- 2 若者等の地元就職・定着の支援
 - (1) 高校生への地元企業の魅力の発信
 - (2) 「人財育成」に関する各種支援
 - (3) 就職氷河期世代への就職支援
 - (4) 若年不本意非正規労働者の正社員化の推進
 - (5) 新規学校卒業管内就職者への定着指導

- 3 高年齢者・障がい者・生活困窮者等の就労支援
 - (1) 各種助成制度等を活用した就職支援
 - (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施
 - (3) 就職相談会等の開催によるマッチング機会の提供
- 4 働きやすい職場環境整備の推進等
 - (1) 女性の活躍の場づくり、ワークライフバランスの推進
 - (2) 働きやすい職場環境整備の支援
 - (3) 子育て女性等への就職支援
- 5 外国人雇用の理解促進
 - (1) 外国人雇用に関する法規等の周知

令和6年度

一関・平泉地域雇用対策協定に基づく事業計画

令和6年5月

一関市・平泉町・岩手労働局

第1 趣旨

一関市・平泉町及び岩手労働局は、令和5年3月22日に締結された「一関・平泉地域雇用対策協定」の第2条に基づき、令和6年度において実施する事業を次のとおり定め、役割分担と目標管理を共有することによって連携強化を図り、より効率的かつ効果的に各種事業を実施する。

第2 令和6年度における主要事業

1. 地元企業への就職促進

令和6年3月における一関公共職業安定所(以下「一関所」という。)管内の有効求人倍率は1.09倍となり、前年同月の1.41倍から0.32ポイント減少した。世界的な物価高騰による受注減などにより、求人の提出を見送っている事業所が見られる一方、人材不足により求人を公開しているが、応募者が少ないため充足に至らない事業所も多く見られる。

地域の企業が必要とする人材を確保し、地域経済の維持・発展に寄与するべく良質な求人の確保、的確なマッチングの提供に努める。

数値目標

- 一関所 就職件数(前年度以上) 2,391件以上
- ・「就職面接会」の開催 2回以上
- ・UIJターン者の就職者数 7人以上
- 就職相談会参加者数 61人以上

【自治体が実施する事業】

- 一関市無料職業紹介所での就労相談、就職支援の実施。
- ジョブカフェー関、いちのせき若者サポートステーションの運営支援。
- 対面式による就職ガイダンスの開催。
- 一関市就職応援サイト「いちJOB」による情報の発信。
- 一関所が作成する求人情報・各種チラシ等の各施設への配置。
- 各種イベントの広報誌掲載等による周知。

【岩手労働局・一関所が実施する事業】

- 求職・求人のマッチングの強化。
- 良質な求人の開拓及び求人条件緩和指導等の実施。
- 「求職者マイページ」開設勧奨による求人情報等の的確な提供。
- 各種就職支援セミナーの企画・開催による就職意欲の喚起。

- 「求人企業説明会」・「ミニ面接会」等の定期的な開催。
- 公共職業訓練の周知、受講勧奨及び修了者への就職支援。

【自治体・労働局が連携して実施する事業】

- 管内雇用対策関係機関による定期的な情報交換の実施。
- 「就職面接会」の開催。
- ジョブカフェー関、いちのせき若者サポートステーション、一関市無料職業紹介所への登録励行。

2. 若者等の地元就職・定着の支援

令和6年3月に高等学校を卒業した生徒のうち、管内就職した割合は令和5年度末現在で47.4%と、令和4年度末の47.7%と比べ0.3ポイント減少し、2年連続50%未満となった。令和5年5月に新型コロナウイルスが2類から5類へ移行となり行動制限が撤廃されたため、今後も多くの生徒が管外・県外への就職を希望するものと懸念されている。

若年労働者の管外・県外流失は当地域にとって喫緊の課題であることから、 新規高等学校卒業者をはじめとする若年労働者の地元就職を確保し、かつ、そ の定着を図る取組を積極的に展開する。

数値目標

- ・新規高等学校卒業者の管内就職率 47.4%
- ・いちのせき若者サポートステーション登録者の 就職件数 75件以上
- ・ユースエール認定企業(新規認定)1社以上
- ・インターンシップ助成人数 3人以上
- ・新社会人セミナー参加者数 61人以上

【自治体が実施する事業】

- 地元企業を紹介する就職相談会の開催。
- インターンシップ受入促進支援の実施。
- 新社会人等向け人財育成セミナーの開催。
- 企業が実施する人財育成研修への助成。
- 就職氷河期世代の市内企業への就職支援。
- 模擬面接の実施。
- 事業主が若者等を雇用した場合の人財育成に要する経費の支援。
- 管内企業への就労を促進するため、関係機関が実施する就職ガイダンス等への支援。
- ジョブカフェが開催するセミナー等の周知。

「人財」…「人財」は当て字で本来は「人材」となりますが、企業にとって従業員は宝であり他の人には代えがたいという意味を込めて、また、企業の人材は地域の財産であるという意味も込めて本事業計画では「人財」と表現しています。

【岩手労働局・一関所が実施する事業】

- 新規学校卒業者職業紹介業務連絡会議の開催。
- 就職を希望する生徒への面接指導の実施。
- 新規学校卒業管内就職者への定着指導(企業訪問)の実施。
- 「いちのせき若者サポートステーション」との連携による就職支援。
- 「就職氷河期世代の職場実習・体験(インターン)」の受け入れ事業 所の開拓及び活用拡大。
- 「ユースエール認定制度」(※1)の周知、認定企業の創出・拡大。

【自治体・労働局が連携して実施する事業】

- 商工団体及び管内企業への「共同宣言活動」の実施。
- 就職希望の高校3年生と管内の求人企業による「新規高等学校卒業 者求人・求職情報交換会」の開催。
- 高校2年生を対象とする「未来探しプロジェクト」の開催。
- 大学・専門学校等への訪問。
- 若年不本意非正規労働者の正職員化推進。
- 高校生を対象とした就職支援活動。

3. 高年齢者・障がい者・生活困窮者等の就労支援

少子高齢化が加速する中、高年齢者や障がい者などの多様な人材の活躍を支援することが重要となっている。

また、生活保護受給者などの生活困窮者についても就労支援を積極的に行い、 経済的自立を促すことが求められている。

これらの多様な人材の就労支援を積極的に行い、人手不足の軽減に資するとともに、生活困窮者への経済的自立を支援する。

数値目標

- 一関所 60歳以上の就職件数(前年度以上) 327件以上
- 一関所 障がい者の就職件数(前年度以上) 140件以上
- 一関所 障がい者雇用率(前年度以上) 2.73%以上
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業の就職件数(前年度以上)

2 7 件以上

もにす認定企業(新規認定) 1社以上

【自治体が実施する事業】

- 一関市無料職業紹介所での就労相談、就職支援の実施。
- 事業主に対する国の助成金制度等、高年齢者雇用支援策の周知。
- 生活困窮者等自立支援事業における支援対象者の積極的な誘導。
- 一関市・平泉町シルバー人材センターへの活動支援。

【岩手労働局・一関所が実施する事業】

- シニア向け就職支援セミナーの開催
- 「もにす認定制度」(※2)の周知、認定企業の創出・拡大。
- 「特定求職者雇用開発助成金」及び「トライアル雇用」制度を活用し た雇用促進。
- 「障害者雇用状況報告」による把握、雇用率未達成企業への指導の実施。
- 「高年齢者雇用状況等報告」による把握、雇用確保措置未実施企業へ の指導の実施。

【自治体・労働局が連携して実施する事業】

- 「障がい者就職相談会」の開催。
- 「シニア就職面接会」の開催。
- 「一関・平泉地域生活保護受給者等就労自立支援促進事業協議会」の開催。

4. 働きやすい職場環境整備の推進等

結婚や出産を機に一旦職を離れる女性が一定数ある中、子育て中の方や子育てを終えた方への就労機会の提供は、慢性的な人手不足を抱える当地域にとって非常に重要である。

女性が活躍出来る職場づくりや労働者が働きやすい環境整備を進める企業を支援し、各々の希望に添った職場環境や労働条件での就職が叶えられるよう、各種施策を積極的に展開する。

数値目標

- ・一関所 マザーズコーナー利用者の就職件数(前年度以上)
 - 216件以上
- ・えるぼし認定企業 (新規認定) 1社以上
- くるみん認定企業 (新規認定) 1社以上
- 働きやすい職場環境整備実施事業所数 32社以上

【自治体が実施する事業】

- 女性にやさしい職場環境整備事業の実施。
- 女性活躍推進セミナーの実施。
- くるみん認定事業者に対するインセンティブの付与。
- 一関所に設置されたマザーズコーナーについて、周知等利用促進の協力支援。
- 女性の活躍など関係機関が開催するセミナー等の周知。

【岩手労働局・一関所が実施する事業】

- 「マザーズコーナー」の周知及び個々の態様に応じた支援の実施。
- ○「マザーズコーナー」登録者を対象とした事業所見学会の実施。
- ○「マザーズコーナー」登録者を対象とした就職支援セミナーの実施。
- 「えるぼし認定制度」(※3)及び「くるみん認定制度」(※4)の周知、認定企業の創出・拡大。

【自治体・労働局が連携して実施する事業】

- 「一関・平泉地域子育て等の就職支援協議会」の開催。
- 商工団体及び管内企業への「共同宣言活動」の実施。

5. 外国人雇用の理解促進

少子高齢化等による管内労働力人口の減少により慢性的な労働者不足が続く中、外国人の雇用を検討している企業は少なくない。

一方で外国人雇用に関わるトラブル等も多数聞こえてくることから、外国人 雇用に関する正しい知識を供与することにより適正な雇用が図られ、もって人 材不足の解消に繋がるよう各種施策を展開する。

数値目標

- 「外国人雇用管理セミナー」の開催 1回以上

【自治体が実施する事業】

- 「外国人就労者地域交流支援促進事業」及び「外国人市民等にやさしい職場環境づくり支援事業」の実施。
- 一関国際交流協会が実施する事業の紹介。
- 外国人技能実習機構等が行う外国人支援事業等の把握及び周知。

【岩手労働局・一関所が実施する事業】

- 外国人雇用状況報告に基づく雇用状況の把握及び訪問指導の実施。
- 外国人労働者の労働環境等の相談の実施。
- 外国人技能実習機構等関係機関との連携による指導の実施。

【自治体・労働局が連携して実施する事業】

○ 「外国人雇用管理セミナー」の開催。

(※1)「ユースエール認定制度」

若年者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優秀な中小企業を認定する制度です。

(※2)「もにす認定制度」

障害者雇用促進法に基づき、障がい者の雇用促進や安定に関する取組などの優良な中小企業を認定する制度です。

(※3)「えるぼし認定制度」

女性活躍促進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った 事業所のうち、女性活躍のための取組の実施状況が優良な企業を認定 する制度です。

(※4)「くるみん認定制度」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届 出を行った事業所のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満 たした企業を認定する制度です。

なお、上記($%1\sim4$)に認定された企業は、いずれも自社商品や広告等に認定マークが使用でき、日本政策金融公庫の低利融資対象となる他、公共調達などの加点評価を得られる場合があります。